



「ボーナス引上げ・賃上げで人員不足の解決を求めます」署名にご協力を 5/10まで



ボーナスの成績率制度については、2/27に妥結しましたが、今年度のボーナスの交渉はこれからです。加算方式といっても支給月数が下がってしまえば、加算の意味がありません。6月の診療報酬改定では、「ベースアップ評価料」が新設されます。診療報酬改定の効果が明らかになった段階で、賃金引上げに向けて再度交渉を行うことを、法人本部と確認しています。物価高が続くなか、生活は苦しくなる一方です。とりわけこのかん賃上げが抑制されてきた中堅・ベテラン職員について、実質的に職場を支えるスタッフの苦勞に報いる「ベースアップ評価料」を超えた6%の賃上げを求めます。職場の人員不足がますますひどくなっており、人員不足を解消していくためにも賃上げは必要です。

- 1.今年度のボーナスを最低でも4.65月以上に引き上げること。看護助手など病院職員のボーナスを大幅に引き上げること。
- 2.診療報酬改定に伴い、対象職員全員の6%のベースアップを行うこと。若年層だけでなく、中堅・ベテラン職員にも等しく賃上げすること。
- 3.職員の人員不足を解決するために、入社8年程度で昇給がストップする制度を改善すること、病院職員の時給も経験年数を加味して引き上げるよう改善すること。

組合に入ると組織共済が 使えます。時効は3年！

組織共済は結婚や家族の死亡に対する慶弔金、病気やケガで休んだ時や住宅の災害などの見舞金の給付を行うもので、組合員であれば誰でも請求できます。

身近な役員か、組合事務所に連絡をしてください。
わからないことがあったら、お気軽にご連絡ください。



発行 地方独立行政法人都立病院機構労組

@toritubyoin_ro 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都立病院労組

職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

